

とくしま流域水懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 流域水管理計画（以下、計画という）の策定及び推進等にあたり、地域住民代表との意見交換を通じて連携を強化し、地域目線に立った取組を進めるため、「とくしま流域水懇談会」（以下、懇談会という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、取組を推進するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事
- (2) 計画の進捗に関する事
- (3) 計画の点検及び見直しに関する事

(組 織)

第3条 懇談会は、会員45名以内で組織する。

- 2 会員は徳島県知事が委嘱する。
- 3 会員の任期は、2年とする。ただし、補欠のために委嘱された会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会員は、再任されることができる。

(懇談会の開催)

第4条 懇談会の開催は、必要に応じ事務局が招集し、会を進行する。

- 2 懇談会は圏域ごとに開催できることとする。

(事務局)

第5条 懇談会に関する事務は、県土整備部河川政策課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年11月20日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年10月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和元年11月30日までの間に任命される委員の任期は、第3条3項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。